

第5章 県の推進方策

県は、良好な景観づくりに向けて、広域的かつ長期的な視点にたち、「地域の良好な景観は、自ら守り、育て、次の世代へ引き継いでいく、県民共通の資産である。」との考えを共有していくことが重要だと考えています。

このため、本県独自の景観形成施策を拡充するとともに、景観法等の諸制度を有効に活用していきます。

このように、県は、地域の方々などの主体的な活動が、全県的な景観づくりへとつながるよう支援していくとともに、自らも良好な景観づくりに取り組みます。

1 地域が主体となる景観づくりに向けた支援

良好な景観づくりに向けて、地域住民や地域により近い市町や事業者が主体となって、良好な景観づくりに取り組めるよう有効な支援方策を示します。

(1) 景観づくりに関する情報の提供及び知識の普及

県民等や市町による主体的な景観づくりを進めるため、県は、景観づくりに関する情報(規制誘導措置、景観資産、取組事例、支援制度等)を収集するとともに、ホームページ等の活用により、景観づくりに関する情報の提供及び知識の普及を行います。

(2) 景観づくりに関する専門家、有識者の派遣

良好な景観づくりに関する様々な分野の専門家を派遣し、有効な助言等を提供する必要があります。

このため、県は、市町や住民、景観づくり団体等から要請があったときは、専門家等の派遣に際し、人材の選定や必要に応じて直接派遣するなど必要な支援を行います。

(3) 景観づくりに向けた市町支援

全県的な景観づくりを展開するため、良好な景観づくりに関する取組事例や取組内容をわかりやすく市町に紹介するなど、市町の景観行政の取組あるいは円滑な景観行政団体への移行に向け、研修会の開催や専門家の派遣等を行います。

(4) 地域の良好な景観づくりの実施

地域住民や市町が主体的に、また、具体的に良好な景観づくりを実施している地域において、県が管理している施設がある場合、より良好な景観づくりを実現するため、県は検討する場に参加します。

(5) 広域景観づくりの支援

県内には、山並み、河川、海岸線、道路、田園などの複数の行政区域にわたる広域的な景観があります。

このため、これらの良好な景観づくりにあたっては、多様な主体とともに、広域的な景観づくりについて検討を行い、適切な役割分担のもと取り組みます。

(6) 眺望景観の保全と視点場づくり

山地・山脈や森林、棚田、丘陵地、海・海岸、河川、道路や街道など、四季折々の美しい眺めが楽しめる場所が数多くあることは、観光立県三重の大きな魅力となっています。

このため、県では、将来に向けて良好な眺望景観を保全していくため、県民等の参加、市町との連携のもと、本県の誇れる視点場を選定し、広く県民等に情報発信するなど、眺望景観の保全や創出につながるよう取り組みます。

2 良好な景観づくりのための制度や手法の活用

良好な景観づくりに向けては、景観法に基づく制度や手法を活用するとともに、都市計画法、建築基準法、自然公園法、文化財保護法その他関係法令に基づく規制誘導方策、また、良好な景観づくりにつながる生活環境の向上のための取組を総合的に検討し、施策を推進します。

(1) 景観法による規制誘導方策

① 行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第2号）

建築物の建築等の景観に影響を与えることが予想される行為に関し、景観づくりのために守るべき形態意匠等の基準を示します。特に、大規模な行為については、届出を義務づけることにより、景観に配慮した行為となるようにします。

ア 景観形成基準

景観形成基準は、景観に影響を与えることが予想される行為が、周辺の景観と調和したものとなるよう、別記1のとおりとします。

イ 届出対象行為

届出が必要となる行為は、別記2のとおりとします。

なお、世界遺産・熊野川を有する地域（以下「熊野川流域」という。）における景観形成基準及び届出対象行為は、熊野川流域に関する景観計画である「熊野川流域景観計画」で定めます。

② 屋外広告物に関する事項（景観法第8条第2項第4号イ関係）

〔取組方針〕

屋外広告物は、地域の景観に影響を与える重要な要素といえます。このため、

三重県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の設置等の規制を地域の良好な景観の形成に即したものとし、屋外広告物沿道景観地区制度を活用し、良好な景観の維持及び形成を図るとともに、違反屋外広告物の是正を進めます。

③ 景観重要公共施設に関する事項(景観法第8条第2項第4号ロ、ハ関係)

〔景観重要公共施設を定める方針〕

道路、河川、港湾などの公共施設は、地域の景観づくりにおける重要な要素のひとつであることから、特にその周辺の土地利用と一体的に良好な景観づくりに取り組む必要がある場合に、景観重要公共施設に位置づけ、公共施設の整備に関する事項や占用等の許可の基準を定めます。

④ 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項(景観法第8条第2項第4号ニ関係)

〔取組方針〕

市町や地域住民等が農業振興地域の景観に関する価値認識の向上を図るとともに、市町における景観農業振興地域整備計画の策定や景観整備に向けた実践を支援します。また、途絶えつつある景観を構成してきた技術の継承に取り組みます。

⑤ 自然公園区域に関する事項(景観法第8条第2項第4号ホ関係)

〔取組方針〕

県内の優れた自然の風景を保護し、次の世代へ引き継いでいくために、自然公園(国立公園・国定公園・県立自然公園)区域内においては、工作物の新築・改築や土石の採取などの土地の形状変更、広告物の設置や表示などの景観に負荷のかかる行為について、自然公園法及び県立自然公園条例に示す基準を遵守することとし、県民等及び関係行政機関がそれぞれの役割を分担し、自然公園内の景観づくりに貢献するよう努めます。

⑥ 景観協議会

広域的な景観づくりの視点にたち、山地・山脈や海・海岸などの美しい自然的景観等の保全に取り組む場合は、県民等や関係行政機関で組織する景観協議会制度の活用を図ります。

⑦ 景観整備機構

良好な景観づくり活動を主体的に展開しているNPO等の団体を把握し、景観整備機構として位置づけるなど、制度の活用を図ります。

⑧ 景観協定

住民自らの合意に基づき、建築物等の形態・意匠や緑化など、景観に関する様々な事項を定めることにより、地域の景観づくりに資することが可能な制度であることから、制度の活用を図ります。

(2) 都市計画法による規制誘導方策

市街地の良好な景観を形成するための景観地区、都市内の樹林地等の良好な自然的景観を保全するための風致地区、建築物の高さの制限を行うための高度地区等の地域地区や、景観等についてきめ細かなまちづくりのルールを定める地区計画等の制度を市町が活用できるよう支援します。

(3) 建築基準法による規制誘導方策

住民自らの合意に基づき、建築物の形態、意匠等に関する様々な事項を定めることができる建築協定は、地域の景観づくりに資することが可能な制度であることから、制度の周知を進めます。

(4) 文化財保護法による規制誘導方策

地域の資産である文化的景観の保護・形成及び重要文化的景観としての選定を目指す市町の取組については、市町及び県の関係行政機関とが連携し、支援します。

また、地域の景観の構成要素となっている文化財等を保護するため、文化財の指定等を行うなど制度の活用を図るとともに、文化財を地域の資産として活かす地域の取組を支援します。

(5) 生活環境の向上方策による取組

① 都市の緑の保全・創出

都市における緑地の保全及び緑化等を一層推進し、良好な都市環境の形成を図るため、都市緑地法に基づく「緑の基本計画（緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）」を策定するなどの市町の取組を支援するとともに、都市公園の整備を推進します。

② 無電柱化の推進

「無電柱化推進計画」に位置づけられた箇所について、電線、電柱類の地中化等の整備を地域住民や電線管理者等と協働して進めます。

③ 放置ごみの防止

ごみの散乱防止等の環境の美化に関する施策については、関係機関と連携し推進するとともに、県民等が、公共の場所においてはごみを持ち帰るなど環境美化に配慮した行動をとるよう啓発等に取り組みます。また、河川、海岸等に放置されている自動車については、関係機関と連携し、撤去を進めます。

④ 水質の改善

河川や海岸の景観には、美しい水が欠かせません。河川の水質については改善傾向にあるものの、海域の水質は横ばい状態であり、公共水域の水質改善のため、汚濁負荷量の一層の削減が必要となっています。このため、「三重県生活排水処

理施設整備計画」に基づき、下水道、集落排水施設、浄化槽等の生活排水処理施設の整備促進を行い、水質の改善に取り組みます。

⑤ 防災施策との連携

本県は、地形、気候等において厳しい条件におかれる地域も多くみられ、特に伊勢志摩地域や東紀州地域の漁村集落や山麓部の集落では、急峻な地形に密集した集落や背後に斜面地が迫った集落などがみられ、地震や津波、浸水被害、土砂災害などの自然災害による被害を受けやすい状況です。

また、街道沿いの歴史的なまち並みが残る木造住宅密集地域では、少子高齢化などにより、空家の増加や家屋の老朽化が進むなかで、耐震性能上問題のある家屋の改修が進まないなど、震災時に甚大な被害をもたらす危険性が高まっています。

これらの状況をふまえ、関連施策と連携し、災害に強い安全なまちづくりを良好な景観づくりと併せて取り組みます。

3 公共事業等における良好な景観づくりの推進

公共事業や公共施設の整備にあたって、良好な景観づくりを先導していく必要があることから、公共施設等の整備等に関する景観形成ガイドラインを作成するとともに活用するためのシステムづくりを検討します。

4 景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号）

景観法第8条第2項第1号の規定に基づく三重県景観計画の区域は、景観行政団体である市町の区域を除く三重県の区域の全域とし、そのうち、熊野川流域景観計画の区域は、熊野川（和歌山県との県境）から主尾根線までの範囲を基本とした区域とします。

なお、県は、景観行政の中心的な役割を担う市町が、景観行政団体として景観づくりに関する施策を実施できるよう、情報の提供、技術的な助言その他の支援を行います。